

令和 8 年 10 月 8 日

保護者の皆様
地域の皆様

学校と保護者・地域の皆様とのより良い関係づくりについて
(カスタマーハラスメント防止措置に関するお知らせ)

島根県立邇摩高等学校長

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年 10 月 1 日より、学校設置者を含む事業主に対して「カスタマーハラスメント防止措置」を講じることが法律上の義務となりました。これに伴い、文部科学省から、「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」が示され、島根県教育委員会においても、「県立学校における過剰な苦情や不当な要求等への対応マニュアル」が策定されました。

ガイドライン等では、保護者や地域住民の皆様と学校は「児童生徒一人一人の健やかな成長を支える共通の立場にあるパートナー」と位置付けられています。一方で、教職員の就業環境が害されるような「社会通念上許容される範囲を超えた言動（過剰な要求や苦情等）」に対しては、方針の明確化や周知、体制整備などの必要な措置を講ずることが定められています。

本校におきましても、教職員が安心して子どもたちに向き合える環境を整えつつ、皆様と誠実に対話・協力できる体制を維持するため、以下の点についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

【ご協力のお願い】

1 適切な表現・声量でのご相談

大声や威圧的な言動はお控えいただき、穏やかな話し合いにご協力ください。

2 適切な時間内でのご相談

教育職員の勤務時間（8:25～16:55）内でのご相談にご協力いただき、過度に長時間にわたるご相談はお控えください。

3 適切な要求と学校の役割へのご理解

学校の教育活動や運営の範囲を著しく超えるご要望や、対応が不可能な要求にはお応えできない場合がございます。

4 プライバシーとネットマナーの遵守

学校関係者や子どもたちを傷つけるような SNS 等への投稿・拡散はお控えください。

【会話の録音について】

本校では、ご相談・お問い合わせにおける適切な対応と内容の確認・記録のため、必要に応じてお電話や対面での会話を録音させていただく場合がございます。あらかじめご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、子どもたちの健やかな育成のため、温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。